#### JAF国内カート競技車両規則

※下線部:変更箇所

数正案 第1章~第12章 【略】

第13章 その他の車両(リブレ)

第49条~第50条 【略】

第51条 リブレ車両の使用

リブレ車両を使用する競技の場合、格式制限付き以下の競技として行われなければならない。ただし、地方選手権規定第32条に定める、地方選手権として認定した競技車両の場合は除く。その車両については、特別規則書に定めるものとし、なおかつJAFの承認を必要とする。

1. リブレ車両による競技の開催を申請するクラブ・団体は、リブレ車両規 則草案5部とともに下記の事項を記したリブレ車両申請を組織許可申請提 出締切日の少なくとも1ヶ月前までにJAFへ提出しなければならない。

「リブレ車両申請」

- 1)申請提出日
- 2)~4) 【略】
- 2. ~3. 【略】

### 第14章 本規則の施行

### 第52条 本規則の施行

本規則は、<u>2025年4月1日</u>より施行する。

現行規定

## 第1章~第12章 【略】

第13章 その他の車両(リブレ)

第49条~第50条 【略】 第51条 リブレ車両の使用

リブレ車両を使用する競技の場合、格式制限付き以下の競技として行われなければならない。ただし、地方選手権規定第32条に定める、地方選手権として認定した競技車両の場合は除く。その車両については、特別規則書に定めるものとし、なおかつJAFの承認を必要とする。

1. リブレ車両による競技の開催を申請するクラブ・団体は、リブレ車両規 則草案5部とともに下記の事項を記したリブレ車両申請書を組織許可申請 書提出締切日の少なくとも1ヶ月前までにJAFへ提出しなければならな い。

「リブレ車両申請書」

- 1)申請書提出日
- 2)~4) 【略】
- 2. ~3. 【略】

### 第14章 本規則の施行

# 第52条 本規則の施行

本規則は、<u>2025年1月1日</u>より施行する。

以上

以上